



島根県報

令和6年11月22日（金）

第 5 6 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 2

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 2

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 2

【教委公告】

島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調
達業務に係る提案競技の実施 (教 育 指 導 課) 2

告 示

島根県告示第681号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和6年11月22日から施行する。

令和6年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

表浜田市の項中「第315号の」を「第111号、第113号、第114号及び第315号の」に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業期間
令和6年7月1日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
横田都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

教 育 委 員 会 公 告

島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務に係る受託予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年11月22日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
-

島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務

(2) 提案競技仕様書

提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約の日から令和12年3月31日

※システムの実装開始は令和8年度入学者選抜（令和7年度実施）の特色選抜からとする。

(4) 提案価格の上限額

システム構築費用も含めた5年の分割支払

142,661,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおりとする。

令和7年度 33,509,000円

令和8年度 27,288,000円

令和9年度 27,288,000円

令和10年度 27,288,000円

令和11年度 27,288,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人であること。

(2) 過去3か年（令和4年度から令和6年度まで）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体発注の入学者選抜出願システム委託契約等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

(8) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(10) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(11) 業務について十分な遂行能力を有すること。

(12) 業務終了までの間、島根県教育庁教育指導課との協議、連絡調整が随時行えること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配付期間及び配付手続

ア 配付期間

令和6年12月11日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配付手続

提案競技説明書は、島根県教育庁教育指導課教育推進スタッフあて電子メールで請求すること。これにより難しい場合は、(1)のAの期間において、5の(3)の場所で交付するので、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を持参すること。

- (2) 提案競技説明会
開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書（様式1号） 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部
- (3) 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (4) 島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (5) 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部
- (7) 担当者届（様式2号） 1部
- (8) 高等学校入学者選抜出願システム業務実績届（様式3号） 1部
- (9) 提案書提出書（様式4号） 1部
- (10) 提案書 9部
- (11) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

- (1) 提出方法

郵送又は持参による。

- (2) 提出期限

ア 4の(1)から(9)までの書類については、令和6年12月5日（木）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(10)及び(11)の書類については、令和6年12月11日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

- (3) 提出先

郵便番号 690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁教育指導課教育推進スタッフ

電話 0852-22-6863 ファクシミリ 0852-22-6026

電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに所定の様式により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

- (2) 質問提出期限は、令和6年11月28日（木）午後5時までとする。

- (3) 提出先

5の(3)に同じ。

- (4) 質問に対する回答は、令和6年12月2日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送又は電子メールにて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務に係る提案競技審査会（以下「審査会」という。）において、厳正な審査を行い調達予定事業者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション等は、令和6年12月23日（月）を予定している。時間等の詳細については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
- (6) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (7) 審査会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査会が選定した受託予定事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

受託予定事業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

受託予定事業者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) なお、令和6年島根県議会11月定例会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、提案競技は行わないこととする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Construction of an online application system for Shimane Prefecture high school entrance examination

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5:00 p.m. 11 December 2024

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8502, Japan

TEL : 0852-22-6863